

新型コロナウイルス感染症に伴う 国民健康保険傷病手当金の支給 申請を希望する場合は事前にお問い合わせを

江東区国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかつた期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。

※支給を受けるためには、申請が必要です。申請を希望する場合は、事前に電話でお問い合わせください。

【対象者】次のすべてに該当する方
○江東区国民健康保険被保険者
○勤務先から給与の支給を受け

【支給期間】
○その就労できなかった期間について、給与の全額または一部が支給されない方
○労務に服することができなかつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
※個人事業主の方は対象となりません。

女性のなやみと DVホットライン

「一人で悩まずに相談を」
DV(ドメスティック・バイオレンス)は配偶者や恋人など、親密な関係にある人に対して行う暴力のことです。また、暴力とは、殴る・蹴るなどの身体的なものに限らず、精神的・経済的な行為も含まれます(別表のとおり)。区では、女性のさまざまな悩みに対応するため、電話相談を行っています。DV被害をはじめ、生き方、パートナー・家族の問題、職場の人間関係など女性が直面するさまざまな悩みや不安について、女性専門相談員が対応します。

「どこに相談したらよいかかわらない」という場合も含め、お気軽にご相談ください。 ※東京都など他の機関でも相談窓口を開設しています。詳細は、区ホームページをご覧ください。

【DVに該当する行為の例】

精神的暴力	自分の思い通りにならないと、不機嫌になる見下したり、人格を否定することを行う
	あなたをダメな人間だと思わせる
	一方的に自分本位で物事を決める無視する
	事実をねじ曲げて矮小化して、混乱させるひどい嫉妬をして、あなたを責める
	あなたが実家に行くことや、友達に会うことを嫌がる
	何時間も説教し、眠らせない
	自分の失敗やさまざまな問題を、あなたのせいにする
	大切にしているものを壊す
	ふた言目には、「離婚だ」と言う(脅し)
	「自殺する」と脅す
性的暴力	性行為を強要する
	避妊に協力しない
経済的暴力	性的な映像を見せる
	必要な額の生活費を渡さない
	出費を細かくチェックする
	家の財産を知らせない
	仕事を辞めさせない・仕事を辞めるように言う
浪費・借金をする	
あなたの名義で借金をさせる	

らの証明が必要となります。
【支給額】
(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額)×2/3×日数(支給対象となる日数)
※一日あたりの支給額に上限があります。

【適用期間】
令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

申請書等の書式は、区ホームページからダウンロードできます。

【医療保険課係】(区役所2階6番)
☎(3647)3168
FAX(3647)8443

【時間】土曜(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時※木曜は午後8時まで
【電話】女性のなやみとDVホットライン
☎(3647)9551
男女共同参画推進センター
☎(5683)0341
FAX(5683)0340

国民年金の届出を忘れずに 会社を退職、配偶者の 扶養から外れたときなど

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の方の加入します。次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、豊洲特別出張所・各出張所または江東年金事務所・区民課年金係への郵送)が必要です。

①会社を退職したとき(厚生年金等の資格を喪失したとき)
②厚生年金等の加入者に扶養されてきた配偶者が扶養から外れたとき
③外国から転入したとき
④外国へ転出したとき(任意加入)※区民課年金係または江東年金事務所のみ受付
⑤年金に一度も加入したことがない20歳以上の方が国民年金に加入するとき

扶養削除日を確認できる書類が必要で、⑤以外の届出は、年金手帳等の基礎年金番号が記載された書類が必要です。この必要添付書類や郵送でのお手続きなどは、ホームページでご確認ください。また、厚生年金等に加入するときや厚生年金等に加入する配偶者の扶養になるときは勤務先等への届出が必要です。届出を忘れると、将来年金を受給することができない場合がありますのでご注意ください。

【厚生年金や配偶者の扶養になる時の問合せ先】江東年金事務所(亀戸5-16-19)
☎(3683)1231
FAX(3681)6549
【区民課年金係】
☎(3647)1131
FAX(3647)9415

工業統計調査にご協力を 製造業を営むすべての事業所に調査員が訪問

令和2年6月1日現在で、全国一斉に工業統計調査が行われます。この調査は、我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的としています。調査結果は、行政施策のための基礎資料として、また、学術研究、市場予測などの基礎資料として幅広く利用されます。調査は従業者4人以上の製造業の事業所を対象に実施します。ただし、規模

を把握するため、すべての製造業事業所に対して、事業所名や従業者数などの確認に伺います。5月下旬に統計調査員が対象の事業所に伺いますので、調査へのご協力をお願いします。 ※調査方法は変更になる場合があります。 【地域振興課統計調査係】
☎(3647)4965
FAX(3647)8441

第1回 Jアラート全国一斉情報伝達試験 ケーブルテレビや コミュニティFMでも情報発信

5月20日(水)に、今年度1回目となる「Jアラート(全国瞬時警報システム)」の全国一斉情報伝達試験を実施します。この試験は、Jアラートと自動連係している機器を実際に動かし、動作確認を行う全国的な試験で、今年度は3回行う予定です。

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートと自動連係の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。デマに惑わされないためには、事前に正確な情報源を確認しておくことが有効です。

この機会にさまざまな方法での情報取得をお試しくください。 【放送内容】
(上りチャイム音)
これは、Jアラートのテストです(※3回)
こちらは、防災江東です。
(下りチャイム音)
※全国的な試験のため、国内の災害等の状況により中止する場合があります。
【今年度のJアラート全国一斉情報伝達試験】
第2回:10月7日(水)
第3回:令和3年2

【情報伝達試験時に体験できる主な情報取得方法】
①防災行政無線放送(欄外の方法でも確認できます)
②こうとう安全安心メール※登録者のみ。
③区ホームページ
④ツイッター [防災関連情報]@koto_bosai [江東区政全般]@city_koto
⑤フェイスブック(@city.koto)
⑥一斉情報配信システム(災害協力隊や消防団等に配備)
⑦ケーブルテレビ(デジタル11ch)(契約者のみ)
⑧コミュニティFM(88.5MHz)
※緊急速報メール(エリアメール)・Yahoo!防災速報による試験実施はありません。



▲こうとう安全安心メール二次元コード

防災行政無線の放送内容を確認する方法

メールで確認 ①こうとう安全安心メールに事前登録しておく(「防災無線の放送内容」を選択) ②画面に「防災行政無線をテレビで聞く」の表示が出たら、テレビのリモコンの黄色ボタンを押す(聞き逃した場合は)①コミュニティチャンネルにあわせる②テレビのリモコンでdボタンを押す③「防犯・防災」を選択④「こうとう安全安心メール」を選択